

新たな防災気象情報による臨時休業の判断基準と登下校について

三次市教育委員会の判断基準と本校の対応についてお知らせいたします。ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

三次市教育委員会の判断基準

1 臨時休業等の判断基準

当日午前6時時点において、三次市に次の警報が発令中であること。

なお、近隣市町の警報発令状況に留意し、状況に応じて必要な措置を講じること。

また、臨時休業等の措置を講じる場合は、同一中学校区及び近隣の小中学校と情報交換を十分に行うこと。

2 警報種別による対応

(1) 全ての特別警報及び危険警報 臨時休業

(2) 氾濫警報、大雨警報、土砂災害警報 臨時休業

(3) 暴風警報 臨時休業

※台風の接近、地震発生等全市域への影響が想定される場合は、教育委員会から臨時休業等の指示を前日に出す場合がある。

(4) 大雪警報 通学路等の状況を考慮し、校長判断による。

川西小学校の臨時休業等への対応

◆ (1) 全ての特別警報及び危険警報・(2) 氾濫警報、大雨警報、土砂災害警報・(3) 暴風警報

午前6時時点で三次市に発令されている場合は、臨時休業とします。

※可能な限りテトルで臨時休業のお知らせをしますが、通信手段遮断によりテトルを発信できない状況になる可能性もありますので、テトルでの緊急メールの有無にかかわらず、お子さんを登校させないでください。

◆ (4) 大雪警報

午前6時時点で三次市に発令されている場合は、塩町中学校区内の他校と連絡を取りながら、臨時休業等について校長が判断します。

臨時休業等の特別な措置をとる場合のみテトルで連絡します。

※連絡がない場合は、普段通りの開校日です。

※危険と感じられる場合は、車で送っていただいてもよろしいです。

◆ 登校後の天候悪化による授業短縮（下校を早める）をする場合

テトルによって連絡いたします。お迎えに来ていただけるようでしたら、ご協力をお願いします。